

富山県医療計画の中間見直しについて（案）

1 趣旨

現行計画は平成 30（2018）年度から令和 5（2023）年度の 6 年間を計画期間としており、令和 2 年度は中間見直しの時期になっていた。しかし、国において、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、「見直しの議論を令和 2 年度内に終えることができず、見直し後の医療計画の適用が、令和 4 年度以降となったとしても差し支えない。」とされたため、県では、中間見直しを令和 3 年度に実施する。

2 中間見直しの内容

(1) 見直しの方向性について

現行計画をベースに、国の「医療計画作成指針」及び「第 7 次医療計画の中間見直し等に関する意見のとりまとめ」等を参考に、5 疾病・5 事業及び在宅医療等に係る数値指標及び記載事項等について、ポイントを絞った見直しとする。

* 5 疾病 5 事業 5 疾病：がん、脳卒中、心血管疾患、糖尿病、精神疾患

5 事業：救急、災害、へき地、周産期、小児医療

なお、基準病床数については、国の指針で示される算定方法に変更はないため、第 8 次計画改定時に見直すこととする。

また、国では第 8 次医療計画の記載事項に「新興感染症等の感染拡大時における医療」の追加を予定しているが、中間見直しにおいても、今般の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた今後の対応のあり方について、概括的に記載することとする。

(2) 他計画との整合性の確保について

第 8 期介護保険事業計画・第 6 期障害福祉計画（令和 2 年度改訂予定）、循環器病対策推進計画（令和 3 年度策定予定）等との整合性を図りながら、見直しを進める。

3 今後のスケジュール（予定）

時期	会議	検討内容
令和 3 年		
3 月	県医療審議会	「計画見直しの方向性等」
5～11 月頃	県医療計画策定ワーキング等	「指標の検討等」
12 月頃	県医療審議会	「見直し素案の検討」
令和 4 年		
1 月頃	パブリックコメント	
	市町村・関係団体等の意見聴取	
2 月頃	県医療審議会	「計画案について」